

平成18年1月1日告示第38号

○南相馬市身体障がい者用自動車改造費補助金交付要綱

平成18年1月1日告示第38号

改正

平成27年12月25日告示第172号

南相馬市身体障がい者用自動車改造費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し改造した場合、その改造に要する経費について補助金を交付することにより、重度身体障がい者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 この告示により補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有している在宅の重度身体障がい者であって次のいずれにも該当するものをいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、上肢、下肢又は体幹機能障がい者であって、その障がい等級が1級又は2級のもの

(2) 就労等に伴い自らが所有し、かつ、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者

(3) 改造を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

2 補助の対象となる経費は、身体障がい者用自動車の操向装置及び駆動装置等の一部改造に要した経費とする。

3 補助金の額は、予算の範囲内で定める額とし、前項の経費のうち10万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、身体障がい者用自動車改造費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 改造計画書

(2) 自動車運転免許証の写し

(3) 改造を行う業者の見積書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請があったときは、書類の審査及び調査を行い、交付の可否について決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、身体障がい者用自動車改造費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、事業計画について次の各号のいずれかに該当する場合は、身体障がい者用自動車改造費補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 身体障がい者用自動車改造計画書の変更
- （2） 見積書の変更
- （3） 事業の中止

（補助金の交付請求）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、身体障がい者用自動車改造費補助金交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 身体障がい者用自動車補助金実績報告書（様式第5号）
- （2） 改造を行った業者の請求書
- （3） 登録証書（車検証書）の写し

（交付決定の取消等）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 申請書その他の書類等の内容に虚偽の記載があったとき。
- （2） 補助金交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小高町身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱（平成6年小高町訓令第12号）、鹿島町身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱（平成3年鹿島町訓令第7号）又は原町市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱（昭和58年原町市訓令第9号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年12月25日告示第172号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市身体障がい者用自動車改造費補助金交付要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の南相馬市身体障がい者用自動車改造費補助金交付要綱の様式によるものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）